

議案第 15 号

教育支援センター条例

令和 6 年 3 月 6 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第 11 条の規定により、町内公立小中学校に就学する不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行うことを目的として、教育機関である教育支援センターを設置するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条の規定に基づき、この条例案を提出するものです。

教育支援センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行うために、教育支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 教育支援センター

位置 熊取町五門東二丁目3番5号

(職員)

第3条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

- 2 前項の職員の定数は、職員定数条例（昭和54年条例第2号）の定めるところによる。
- 3 職員の任免、服務及び給与等に関しては、法令に定めがあるものを除き、教育委員会事務局職員の例による。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。